

3.2 適用範囲

本評価基準は、高靱性セメント複合材料を建築物に使用する際に、要求される性能を担保するための評価にあたって、留意すべき事項の骨子をまとめたものである。

【解説】

本評価基準は、材料特性と品質の確保、構造安全性の確保、環境安全性の確保、品質管理および検査について、評価の原則を基準としてまとめるとともに、解説において現時点で利用できる評価方法の例を取りまとめたものである。ただし、高靱性セメント複合材料の今後の発展性を考慮し、特定の使用条件に限定せず、極力、適用範囲の広いものとなるよう意図している。従って、実際に建築物に高靱性セメント複合材料を使用する場合、使用条件に応じて、要求される性能とこれを担保するために必要な評価項目を本評価基準に照らして適切に設定する必要がある。

本評価基準は、高靱性セメント複合材料を受入れ可能とするための建築基準体系の検討の際に、具体的事例として活用されるほか、当面の対応として現行の建築基準法に基づく大臣認定の事前性能評価などにおいて利用されることを想定したものである。